府令・省令

○内閣府・厚生労働省令第十号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第四条第四項、第五条第二項、第六条、第七条第一項から第三項まで及び第八条第一項並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第三条第二項及び第三項、第四条第二項及び第三項並びに第七条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
厚生労働大臣　長妻　昭

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令

（定義）

第一条　この命令において「金庫」とは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号及び第七号に掲げる者をいう。

（金融機関と特殊の関係のある者）

第二条　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二項に規定する主務省令で定めるものは、他の法人（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人その他これらに準ずる他の法人であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。次条第一項本文において同じ。）の総株主等の議決権（法第四条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。次項第一号及び次条第一項において同じ。）の過半数を自己の計算において保有している法人とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人の意思決定機関（令第三条第二項に規定する意思決定機関をいう。次条第一項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2　令第三条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて法人（当該法人の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　法人（当該法人の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の法人（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の法人その他これらに準ずる子会社等以外の他の法人であって、当該法人がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）の総株主等の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の法人

二　法人の子会社等以外の特別目的会社（事業内容の変更が制限されており、かつ、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社と同様の事業を営む会社をいう。次条第二項において同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　当該法人の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって当該法人がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役又はこれに準ずる役職に就任していること。

ロ　当該法人から重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。次条第二項第二号において同じ。）を受けていること。

ハ　当該法人から重要な技術の提供を受けていること。

ニ　当該法人との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ　その他当該法人がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

（大会社と特殊の関係のある者）

第三条　令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、大会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社をいう。以下この条において同じ。）がその総株主等の議決権の過半数を自己の計算において保有している他の法人とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2　令第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、大会社の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。）以外の特別目的会社であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて大会社が特別目的会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　大会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって当該大会社がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役又はこれに準ずる役職に就任していること。

二　大会社から重要な融資を受けていること。

三　大会社から重要な技術の提供を受けていること。

四　大会社との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

五　その他大会社がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

（申込み等を受けた金庫が緊密な連携を図る者）

第四条　法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株式会社商工組合中央金庫
二　株式会社日本政策投資銀行
三　沖縄振興開発金融公庫
四　独立行政法人奄美群島振興開発基金
五　独立行政法人中小企業基盤整備機構
六　独立行政法人福祉医療機構
七　独立行政法人住宅金融支援機構

2　法第四条第四項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　農業信用基金協会
二　漁業信用基金協会
三　独立行政法人奄美群島振興開発基金
四　独立行政法人農林漁業信用基金